令和７年度　郡山市認可保育施設入所案内（令和７年５月～令和８年３月用）

こちらの内容を確認のうえで手続きを進めてください。

１　申込期間

入所希望月の４か月前～前月５日（５日が土日祝日の場合は、その後の開庁日）

入所希望月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	令和８年１月	令和８年２月	令和８年３月
申込開始	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月
申込締切日	4/7（月）	5/7（水）	6/5（木）	7/7（月）	8/5（火）	9/5（金）	10/6（月）	11/5（水）	12/5（金）	令和８年1/5（月）	令和８年1/5（月）

※３月入所の申込日程については、他の月と異なりますのでご注意ください。
※令和８年４月入所の申込日程や申込方法等は、別途「広報こおりやま」や市ウェブサイト等でお知らせします。

２　対象児童

保護者が働いているなどの理由により保育を必要とし、郡山市内の認可保育施設への入所を希望する小学校入学前の市内在住児童 (入所前の市内転入予定者や、原発特例法による避難者を含む。)

※お子さんの心身について障がいがあると思われる場合や発達に不安がある場合、出生時低体重、アレルギー、継続的な服薬を必要とする場合等は、お子さんを安全にお預かりする態勢を整える必要がありますので、申込書類への記入や資料を添付のうえで、施設での面接の際に必ずご相談ください。

※申込みの時点で希望保育施設の入所対象年齢に達している必要はありませんが、「入所希望月の１日時点」では入所対象年齢に達している必要があります。

※転入予定の方は、入所の前日までに郡山市へ住民登録されていることが入所の条件となります。

３　保育の必要性と利用期間について

対象児童が認可保育施設へ入所するためには、保護者の状況が次のいずれかに該当する必要があります。

□就労　□求職活動　□妊娠・出産　□保護者の疾病等　□同居親族の介護・看護　□就学　□その他

注意　「就労」で育児休業取得者の場合は、入所の翌月 15 日までの職場復帰が入所の条件です。

保育施設を利用できる期間は、保育を必要とする事由により異なります（下表参照）。

保育を必要とする事由	保育施設の利用期間
就労	雇用期間の定めがある場合には、その翌月まで 働き始めたばかり等の理由で勤務実績がない場合は、入所から４か月目に実績報告のため再び就労証明書等の提出が必要となります。 ※「就労」での認定は『月 52 時間以上』就労していることが要件です
求職活動	３か月間　※定められた期間内に就労証明書等を提出できれば期間延長可能
妊娠・出産	出産予定日の２か月前から出産後２か月まで【期間延長不可】
保護者の疾病・障がい	病状等が回復するまで　※９月末、３月末に状況を確認します
同居親族の介護・看護	病状等が回復するまで　※９月末、３月末に状況を確認します
就学	卒業（修了）予定日の月末まで

注意　次の①～③のいずれかの場合は「退所」になります。

①「求職中」を理由で入所したが、期間が満了する月の 15 日までに就労を証明できる書類を提出できない場合

②「妊娠・出産」を理由で入所した場合、期間が満了する日以降の期間延長はできません。

③「長期欠席」や「家庭保育可能と認定された」等、保育を必要性とする理由に疑問が生じた場合

4　申込方法について（5 月～翌年 3 月）

下記のいずれかの方法によりお申し込みください。※①②ともに、受付は申込締切日の 17 時 15 分までです。

①マイナンバーカードでの電子申請（ぴったりサービス）
保護者のマイナンバーカードとマイナポータルへの登録が必要です。
マイナポータルは IC カードリーダライタまたは対応スマートフォンのいずれかを用いて
ログインできます。ご希望の方は、内閣府マイナポータルサイトを参照してください。

【ぴったりサービス】

②申請書類の持参
受付場所：第 1 希望の認可保育施設・保育課（西庁舎3階）
申込書の配布場所：各認可保育施設、保育課、市ウェブサイト（ダウンロード可）
保育施設で申し込みをする場合には事前に施設へ連絡をお願いします。
また、保育状況や家庭状況等を伺いますので、申し込みには原則保護者の方がお越しください。

5　必要書類について

□　保育施設等利用申請書〔指定様式〕

・申込児童 1 人につき 1 枚　記入例を必ず確認してください。

□　教育・保育給付認定申請書〔指定様式〕（両面記入）

・申込児童 1 人につき 1 枚　記入例を必ず確認し、裏面も忘れずに記入してください。

□　入所申込に関する確認票

・内容を確認しチェックボックスにしるしをつけ（□→☑）、記入年月日と記入者の署名をお願いします。

□　保育を必要とすることを証明するために必要な書類 ･･･【保育の必要性一覧表】参照

・入所希望児童と同居している父 / 母 /65 歳未満の祖父母のものがそれぞれ必要です。
・同居扱いとなる祖父母が、令和７年４月１日～令和８年３月 31 日の間に 65 歳になる場合（昭和 35 年４月～昭和 36 年３月生まれの方）は、祖父母の書類の提出は不要です。
・住民票上は別の世帯でも、父母と祖父母の住所が同じ場合や、父母と祖父母が同じ家屋に居住している場合は「同居」扱いとなります。
・住民票上は同じ住所でも、父母と祖父母が同じ敷地内の別々の建物で暮らしている場合は、そのことが分かる書類（光熱水費の請求先や建物の名義人が別々だと分かるもの）の提出により別世帯として扱います。
・各種証明書や診断書等は、証明年月日が入所希望月より４か月以内のものを受け付けます。

□　保育料の決定などに必要な書類（以下の対象に当てはまる方のみ）

・ひとり親（父子・母子）世帯の方⇒戸籍謄本等、ひとり親であることがわかる書類
・５月～８月入所希望で、令和６年１月１日に海外に居住していた父母 ⇒ 令和５年中の収入が分かる書類
・９月～３月入所希望で、令和７年１月１日に海外に居住していた父母 ⇒ 令和６年中の収入が分かる書類

【保育の必要性一覧表】

保育の必要性		必要な書類	備考
就労	会社勤務 産休・育休中	就労証明書〔指定様式〕	育児休業明け入所希望をする場合、育児休業取得期間が記載された就労証明書が必要
	自営業 農業	① 就労証明書〔指定様式〕 ＋ ②「確定申告書」の写し（青色も白色も２ページ目まで） ※令和７年１月以降に開業し確定申告をしていない場合は「開業届」「営業許可証」いずれかの写し	自営業・農業に従事する方（就労証明書の「証明者」が「保護者自身」となる方）は、左記書類の提出が必要
求職活動		就労予定申立書〔指定様式〕	勤務内定後に就労証明書などの提出が必要となります。
妊娠・出産		出産（予定）児童の母子健康手帳の写し	表紙と出産（予定）日が確認できる部分の写し
保護者の疾病・障がい		「保護者が児童を自宅保育できないこと」が明記された診断書、又は障害手帳等の写し	申請書の障害者手帳等の有無で各種手帳の「所持あり」とした方、特別児童扶養手当受給の方は、手帳等の写しは不要（ただし市外で交付を受けている方は必要） 障害基礎年金、要介護認定を受けている方は、それを証明する書類が必要
同居親族の看護・介護		看護・介護を受ける人の診断書、又は障害手帳等の写し	
就学など		在学を証明する書類	在学証明書、又は学生証と時間割の写し （カリキュラム、スケジュールの分かるもの）

注意 ・提出された書類は返却できません。
・各申請書は、ボールペンで記入し、消せる筆記具や修正テープは使わないでください。
・書き間違いは二重線（ ═══ ）を引くだけにしてください。
・提出書類をもとに保育の必要性等を調査・確認しますが、追加書類の提出が必要となる場合があります。
・書類の不足や不備等があると、入所選考時の優先度に影響が出るほか、入所決定後の保育料額が最高額（7 万円）になる場合があります。不足書類の提出期限は毎月の申込締切日と同じです。

6　入所申込後の流れについて（5 月～翌年 3 月）

保育施設への入所は、「児童福祉法第 24 条第3項」「郡山市保育施設等の利用調整及び保育の必要性の認定に関する事務取扱要領第6条」の規定に基づき、申請内容を審査し、保育施設ごとに利用調整を行った上で決定します。

注意 ・入所の決定は、申込受付順ではありません。
・利用調整の結果、“ 他に保育の必要性が高い児童がいる ”“ 利用定員に空きがない ” 等の理由により、入所できない場合があります。
・申請内容に虚偽があった場合、入所が取消となります（入所決定後に虚偽が判明した場合も取消となります）。

申込の受付

申込締切日までに電子申請または申請書類を持参

児童の面接

利用調整前に児童の心身の発達状況を確認するため、全ての申込者を対象に面接を行います。
入所希望月の前月 10 日までに必ず面接を受けてください。
① 第 1 希望の施設へ保護者の方から電話をし、面接日時を予約してください。
② 母子手帳を持参し、お子さんを連れて面接を受けてください。
面接は第 1 希望の保育施設で実施します。希望施設が複数の場合も面接は第 1 希望の施設だけです。**面接をしていない場合、申込みの手続きが進まなくなります。**

入所の選考

申請者ごとに保育の必要性を点数化し優先順位づけをおこない、認可保育施設の定員や入所状況、児童の面接内容等をふまえて入所を調整します。

入所希望月の前月20日前後

認定結果発送

保育の必要性についての認定結果を送付します。認定結果は、選考結果とは別に申請者全員へ発送します。（既に認定されている場合は除きます。）

＋

選考結果発送

入所できなかった場合

【空き待ち】 申請書で空き待ち希望された方の申請は、令和8年3月（令和7年度末）まで有効となり、新たに申請書を提出する必要はありません。令和8年4月以降の入所申込は別途必要になります。**空き待ち中の結果通知は、入所が決定した場合のみ**発送します。また、他の入所希望者の選考結果に影響しますので、**空き待ちが必要なくなった場合は、必ず保育課にご連絡ください。**

入所が決定した場合

保護者の方が施設へ電話をして入所手続きを進めてください。
施設へ電話せず入所手続きを進めなかった場合、「辞退扱い」となります。
※入所決定を辞退する場合には、保育課へ必ずご連絡ください。**入所決定を辞退された方がその後新たに申し込みをした場合、令和7年度中の入所選考の際の優先度は下がります。また、転所を辞退した場合、もとの施設を利用し続けることもできません。**

入所説明会

入所説明会の日程や持ち物等は施設へ確認してください。

入所

毎月 1 日付け入所

7 申込内容の変更について

申込書に記載した内容等に変更があった場合は、選考結果に影響するため、必ず保育課へ連絡してください。変更内容によっては、追加で書類の提出が必要になります。

例）○希望保育施設を変更したい　○勤務先・雇用期間・就労時間等の変更
○市外転出等申込の理由 (意思) が無くなった時（申込のキャンセル）
○児童の保育状況が変わったとき（認可外保育施設の利用開始等）
○世帯状況が変わったとき（婚姻、離婚、祖父母と同居・別居等）

注意　申込締切日以降の転所希望のキャンセルは選考に反映できません。
また、**転所を辞退した場合、もとの施設を利用し続けることもできません。**

8 保育施設の利用時間について

利用時間は保護者の就労等の状況に応じ、「保育標準時間利用」と「保育短時間利用」の2区分に分かれます。

利用時間の区分		保育施設の利用時間
保育標準時間	保護者のいずれもフルタイム就労	11 時間／日までの利用
保育短時間	保護者のいずれも、又は、いずれかがパートタイム就労	8時間／日までの利用

※各施設の開所時間については、「郡山市内認可保育施設一覧」をご覧ください。

※パートタイム就労でも児童の送迎が難しい勤務体制などの場合は、保育標準時間を希望できます。

9 給食について

年齢（4月1日現在）	給食の種類	給食費
0歳	離乳食	保育料に含まれます
1歳・2歳	給　食	保育料に含まれます
3歳・4歳・5歳	給　食	保育料とは別に負担していただきます

注意　入所対象年齢が満1歳からの保育施設では、育児用ミルクが提供できません。

10 保育料等について

・保育料は、児童の年齢と父母 (同居祖父母等も含む場合があります) の住民税所得割額により決定します。
・令和7年4月1日時点で3歳以上の児童については、幼児教育・保育の無償化により保育料は無償になります。ただし、給食費や延長保育料等は別途実費負担となります。
・認定こども園では、教育内容の充実等のため、保育料とは別に上乗せ徴収を実施する場合があります。
・施設により教材費、制服代、アルバム代や保護者会費等、保育料以外の費用が発生する場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせください。

11 認可保育施設の情報等について

・各施設の詳細は市ウェブサイト又は「郡山市内認可保育施設一覧」をご確認ください。
なお、新たに認可保育施設が増える場合は、市ウェブサイトに情報を掲載します。
・公立保育所のうち、桃見台保育所・針生保育所・鶴見坦保育所・御代田保育所は、
令和 11 年度末 (令和 12 年3月末) に廃止の予定です。
・見学を希望される場合は直接施設へご相談ください。
・クラス編成は各施設で決定します。

郡山市保育課（市役所西庁舎3階）電話 024-924-3541

VEGETABLE OIL INK
紙へリサイクル可